

第 17 号議案

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年加東市条例第 37 号)
の一部を次のように改正する。

別表総合戦略策定推進会議の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第17号議案 要旨

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

第3次加東市総合戦略を第2次加東市総合計画後期基本計画と一体的に策定し、人口減少・少子化対策を効率的かつより一層効果的に推進するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

別表総合戦略策定推進会議の項を削ること。（別表関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行				改 正 案			
別表（第1条関係）				別表（第1条関係）			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
まちづくり推進市民会議	委員	日額	8,000	まちづくり推進市民会議	委員	日額	8,000
総合戦略策定推進会議	委員	日額	8,000	国民保護協議会	委員	日額	8,000
国民保護協議会	委員	日額	8,000	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)				